別記様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

　城南衛生管理組合

　管理者　　　　　様

住所

名称

代表者　　　　　　　　　　　　㊞

電話

（法人にあっては主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

誓　約　書

　私は、一般廃棄物の土曜日搬入の承認申請を行うに当たり、城南衛生管理組合が定める搬入基準を厳守することを誓約いたします。

なお、次の取消条件に抵触した場合は、一般廃棄物の土曜日搬入の承認を取り消されても、何ら異議を申し立てないことを誓約いたします。

一般廃棄物の土曜日搬入承認の取消条件

　・　搬入する一般廃棄物が発生した市町において、一般廃棄物収集運搬業の許可が更新されなかったとき、又は許可を取り消されたとき。

　・　計量カードにより搬入することができなくなったとき。

　・　次に掲げる不適正搬入があったとき。

　　　①　組合敷地内でのピット転落等の人身事故、施設運転を大きく損なう物損事故等の重大事故を起こしたとき。

　　　②　特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物、爆発物、特定家庭用機器再商品化法(平成１０年法律第９７号)第２条第４項に規定する特定家庭用機器、大型家電、水銀使用製品、金属の塊（１０ｋｇ以上）、コンクリートブロック又は大部分が産業廃棄物である等の著しい受入基準の違反があったとき。

　　　③　組合市町以外で発生した廃棄物の搬入があったとき。

　・　次に掲げる不適正搬入が、当該不適正搬入のあった日の翌日から起算して１年以内に再びあったとき。

　①　搬入作業において、組合敷地内での乱暴な運転、事故につながるような動作での作業等の危険行為があり、組合職員から口頭注意を受けたとき。

　　　②　産業廃棄物等の不適物が多く含まれる（５袋又は検査対象物の２割以上を目安とする。）、小型家電又は受入基準寸法を超える一般廃棄物等の受入基準の違反があったとき。

　・　その他管理者が土曜日搬入承認の取消しが必要であると認めたとき。